

上 尾 市

上 尾 市 消 防 本 部 訓 令 第 3 号

上 尾 市 教 育 委 員 会

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 策 定 委 員 会

上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 策 定 委 員 会 設 置 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 7 年 6 月 2 7 日

上 尾 市 長 畠 山 稔

上 尾 市 消 防 長 中 山 一 之

上 尾 市 教 育 委 員 会 教 育 長 西 倉 剛

上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 策 定 委 員 会 設 置 規 程

(設 置)

第 1 条 上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 の 策 定 に 当 たり、そ の 案 を 作 成 す る た め、
上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 策 定 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い う 。) を 設 置 す
る。

(所 掌 事 務)

第 2 条 委 員 会 は、上 尾 市 人 材 育 成 基 本 方 針 の 案 の 作 成 に 関 し 必 要 な 次 に 掲
げ る 事 務 を 行 う。

- (1) 本 市 の 人 材 育 成 の 基 本 的 な 課 題 の 検 討 に 関 す る こ と。
- (2) 人 材 育 成 に 関 す る 施 策 及 び そ の 事 例 の 調 査 研 究 に 関 す る こ と。
- (3) 人 材 育 成 に 関 す る 基 礎 資 料 の 収 集 に 関 す る こ と。

(構成)

第3条 委員長は、総務部次長（総務部次長が複数いる場合にあつては、総務部職員課の事務を分掌する総務部次長）の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

行政経営部行政経営課長	総務部 I T 推進課長	こども未来部こども支援課長	こども未来部保育課長	健康福祉部障害福祉課長	市民生
-------------	--------------	---------------	------------	-------------	-----

活部人権男女共同参画課長	都市整備部道路河川課長	出納室長	消
防本部消防総務課長	教育委員会事務局教育総務部	教育総務課長	